

研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学（以下「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における研究インテグリティを確保するため、マネジメント体制の整備を図るものとする。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第 5 条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

第 6 条 2 統括責任者は、学長が指名する。

(委員会)

第 7 条 本学の研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、学長の下に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第5号の該当者がいない場合については、その限りではない。

- (1) 統括責任者
- (2) 大学院研究科長
- (3) 共同研究推進委員長
- (4) 産学連携委員長
- (5) 寄附研究部門教員の代表者 1 人
- (6) 学園総務部長
- (7) その他学長が必要と求めた者若干名

3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、議長を務める。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

6 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(審議事項)

第 8 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

(4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

(5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、学園総務部会計課が行う。

(相談窓口)

第 10 条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、学園総務部会計課に相談窓口を置く。

2 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて統括責任者に報告するものとする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。